

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

平岡定海

一 鰐淵寺の南北両院の成立について

さきにわたくしは、鰐淵寺の成立について述べたが、いまこのことに続いて、この寺の中に成立していた南北両院について、その成立と変遷を考えてゆくこととする。⁽¹⁾

この寺院については前にも述べたように天台宗寺院として出雲国において大きな勢力を持っていたのである。

すなわち鎌倉時代には守護の佐々木泰清からも「国中第一之伽藍」⁽²⁾と称され、また「当寺者、推古天皇之御願、国中無雙之伽藍也」⁽³⁾と自らも認めていたと同時に、後には「当寺者、推古天皇為御勅願之浄場、其後山門最初御末寺」⁽⁴⁾とか、「鰐淵寺者、為杵築奥院、仏神不二之内証、国家護持之伽藍也」⁽⁵⁾とのべて、この寺院は中世における出雲国での天台宗を背景とした有力な寺院であった。

この寺院の成立に当っては、さきに鰐淵窟に営なまれた智春上人の草庵を中心に形成されたのであるが、山門を中心として出雲国に対する教線の拡大と、その中心となった慈円が鳥羽院政をバックとして青蓮院門跡の進出と、その寺領の増大をはかるために、ここに鰐淵寺を形成したのであった。

またこの時期の主な伽藍としては、根本となるものには薬師堂・千手堂・三重塔・常行堂・宝輻・温室・政所・本覚堂や、鐘楼のほか摩陀羅神社・山王七佛堂等の諸堂が存在していたと考えられる。⁽⁶⁾ またこのことから考えて、この寺院では開山上人の宝輻を中心とした蔵王信仰と、天台宗にもとづく薬師信仰と千手観音の信仰を中心としていたと見られる。

ことに鰐淵寺の中心となっていた薬師堂については、「天福年中神火忽起、数字伽藍、支于紅焰、若干尊像、化于蒼天」⁽⁷⁾とあれば、天福年中

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

(一・二・三)に突然の雷火によって根本薬師堂をはじめ、三重塔そのほか数字の堂宇が炎上したことがあったと見られる。すなわちこの事以前にあった伽藍については、それ以前の記録・文書も経庫等とともに焼けてしまったため、最初の伽藍の様相は判明しない。

しかし草創期の智春上人の行状から考えて、蔵王堀の草堂がもっとも早く建てられたと考えられる⁽⁶⁾。

つぎに根本薬師堂については、建長六年勸進帳では四面七佛薬師堂と見え、その規模は明らかでないが、現在の五間四面の堂宇に近かったのではなからうかとおもわれる。

この寺院に薬師堂があることについては、やはり比叡山延暦寺の根本中堂との関連性を考えられる。延暦寺の根本中堂については山門堂舎記には、

根本中堂初號比叡山寺。後稱一
乘止觀院。亦曰中堂。

延暦七年戊辰傳教大師建立者。伐二虚空蔵尾自倒之木一。以三本切二自手彫一刻薬師佛像一軀二安置之一。

大師發誓願二而祈三利生。件像搖レ頭而諾三濟衆一如二生佛一。詎謂三木像一矣。

此堂元者三字。各別。文殊堂。薬師堂。經藏等也。薬師堂以レ中故曰三中堂二也。

薬師佛木像二軀立高各五尺五寸。並
身押金。衣文綵色。

件像。一軀者。傳教大師伐二虚空蔵尾自倒之木一像也矣。一軀者座主惟首和尚所レ造矣。

同佛像七軀立高各二尺。並壇像。
本願主不知誰人。

已上九軀。安置根本薬師堂在二磬一枚。廣四寸五分
長一尺一分

と見えて、この根本中堂の薬師如来は伝教大師最澄が初めて登山して草庵を結び、その時に自作されたと伝え⁽⁹⁾、その事から考えて、天台宗の末寺でも薬師佛を重視したと見るべきであろう。

鰐淵寺も出雲国における天台宗寺院としての、その基礎を固める意味において、本寺と同様に根本薬師堂が伽藍の最初に建てられたと考えられる。

この薬師堂については、建長勸進帳以後は乾元二年(一三〇三)四月の薬師堂の修理に当っては「南院薬師堂」とい⁽¹¹⁾、元弘二年(一三三二)の後醍醐天皇の宸筆願文では「根本薬師堂造営」と述べ⁽¹²⁾、また「鰐淵寺根本南院」⁽¹³⁾とも称して、この寺院では平安末期から鎌倉初期にかけて南

北両院に分れて、あたかも延暦寺の楞嚴院檢校を横川長吏と呼称したり、天台別院園城寺の統率者を園城寺長吏といったように、末寺の鰐淵寺に於いても南北両院に分れて長吏職を置いたのである。

この南院薬師堂における諸行事については、正中式目によると、正月元日より行われる一七日間の最勝講の間の内陣の作法として薬師悔過が行われていた。

本堂分（中略）次内陣作法、先薬師悔過、北佛頂一座、是外陣勤已前也、長號二人内、一人勤之、布衣五條、次大導師、其人如注上、二人隔夜勤之、一人別六年宛、一向勤修也、装束如長號、次千手悔過一座、其役如薬師悔過、次座席事、大導師二人、着南北中柱際、北者上座、南者次座、次南北切床方、為座上、長號二人、着正面間、兩方柱際、北者上座、南者次座、以正面間、為末座、是禮堂出入之所、故也、承仕出入、十二月一日、於迴文經營所、別當房在三人數沙汰後、為行事役、書出迴文、承仕請取之、催勤、若結衆不足之時者、書入次座、仍及三月迴、迴文不定也、

このように南院はもとも薬師堂を中心に形成されていたのである。いまこの鰐淵寺の南北両院の成立を考えるに当って島根県史に引いている「古今記録案」がある。

鰐淵寺建立並焼失事

- 一 推古天皇御宇、智春聖人建立安置觀音尊像勸請、金剛藏王為地主権現云々、
- 一 寬和二年丙戌千手堂薬師堂等造替云々、破壊朽損之故歟、國衙造營卜見ヘタリ、
- 一 天永三年壬辰建立塔、同造營國衙、營云々、天治二年四月七日塔供養三井寺長吏同乘房請僧百人云々、
- 一 仁平三年癸酉十一月廿七日、依久木新大夫與鰐淵寺唯乘房萬田庄相論、三郎先生源義憲朝臣方人而焼拂鰐淵山畢、卯時伊乃谷合戦焼失末時也、久壽二乙亥年中造營畢、
- 一 永萬元年乙酉二月四日戌時千手堂薬師堂以下焼失畢、本覺坊火出ト見エタリ、
- 一 治承元年丁酉十月九日千手堂造營供養、
- 一 同二年戊戌千手堂薬師堂常行堂塔釋迦院普賢院焼失畢、

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

乗陽坊火出僧行房歟、同年六月千手堂柱立年中造營畢、

勸進寶光坊

文治年中薬師堂造營、勸進同人常行堂朝山廳事造云々、

元暦元年十一月塔並千手院供養^(堂)云々、

檀那寶光坊供養、導師天王寺松林房、請僧六十人、講師布施馬二匹鞍置、絹五十重、色々布三百端、蓮百枚、米百石、鐵各等也、請僧
布施人別上馬鞍置、絹一重、舞童十二人、唐綾一端、舞師八人、各上馬二疋也、惣一山大衆分布施、馬牛各錫筵布鐵一人毛不漏、至修

行者客僧引畢、

文治二年丙午九月十五日

薬師堂供養導師松林坊

この史料についての信頼性において井上寛司氏は「中世出雲鰐淵寺領の成立と展開」のなかで、島根県史では「当寺に伝わる古記にして正中三年の編纂とされる。」と述べているのに対して、この記録は正中三年（一二三三）より早く正安三年（一二三〇）頃の記録をもとに近世になって編集したものといわれ、いまは明治初年の写本が残されていると述べられている。私もこの史料のすべてを信ずることは同様にできないが、以前に述べたように、建長六年の勸進帳に見える天福炎上の時に記録消失してしまったとするならば多少の疑義をもつにしても、鰐淵寺における薬師堂や千手堂の成立の状況をさぐることができるであろう。この両堂が鰐淵寺の成立と同時に考えるべきか、あるいは薬師堂・千手堂が先に建てられてのち鰐淵寺の伽藍に吸収したのかについては判明しない。しかしこの史料で見る限り寛和二年（九八六）以前に両堂が、唐川に千手堂が、山中の別所に薬師堂がすでに建てられていたと考えられる。ついで天永三年（一一一二）に塔が建てられ、天治二年（一一二五）に供養を園城寺長吏同乗坊によっておこなわれた。またそののちの炎上については仁平三年（一一五三）には康和三年（一〇一）以来源義家の次男の義親が、対馬守として在任中に公物を横領したため彼が隠岐国に流刑となったとき逆に隠岐の兵をしたがえて出雲国にいたって官私の財物を奪って乱を起したことがある。朝廷はこのため因幡守平正盛を追討使として天仁元年（一一〇八）義親とその一族を滅した。これに関して、

中右記では

凡諒闇之中、雖犯人首入浴事、頗可有議定歟、就中祈年祭春日祭以前、觸穢遍天下歟、旁可有用心也、但於正盛事者、世間、氣色不可論左右、義親者、是故義家朝臣男也、先年成六位、國功任對馬守、在任之間、殺害人民推取公物、匡房卿為大貳之時、濫惡千萬之由進府解、仍配流隱岐國、而越來出雲國、又以成惡行、去年殺國司家保目代、奪取官物、依如此惡事、催近境國々兵士、令因幡守正盛追討之由、被下宣旨了、依切彼首、正盛遷任但馬守、故義家朝臣年來為武士長者、多殺無罪人云々、積惡之餘、遂及子孫歟、未聞本在京都身仕朝家子孫及如此罪、義親曝骨山野之外、懸首於獄門之前、後惡之者見之可恐歟、¹⁶⁾

この乱によって出雲国に新たに平氏の勢力が進出し、丹後・伯耆などとともに山陰におけるその拠点ともなったが、この乱の時鰐淵寺は伯耆大山寺とともに平氏に味方したために、そのうち仁平三年（一一五三）に源義親の兄弟の源義憲の家人の久木新大夫と鰐淵寺の唯乗房と萬田庄をめぐる相論のために、伊之谷で戦って鰐淵寺の伽藍が炎上して久寿二年（一一五九）に再建された。しかるに永万元年（一一六五）また本覚坊より失火して再び両堂はじめ焼失した。かくてこの寺はたびたび失火・炎上・再建とくりかえし、治承二年（一一七八）頃には寺内に千手堂・薬師堂・常行堂・塔・釈迦院・普賢院等が存在していたが、さらに乗陽坊にいた僧行房の放火により炎上したというのである。

以上のことから考えて平安末期の鰐淵寺の動向については、動乱期における本寺の延暦寺のような混乱を示していたとは見られないのであって、むしろ出雲国の国衙と在庁官人の勢力のもとに寺院の安定性を見出すことにとめていたと考えるべきである。一方また寛治八年（一一〇九）閏三月八日の伯耆大山寺のような強訴しうるような勢力は、鰐淵寺ではいまだ保持していたとは考えられない。¹⁷⁾ このことについて大山寺縁起では、

堀川院御宇、寛治七癸酉歳ニ、地藏会ノ頭役、富田ノ庄司ト云フ者、頭ヲツトムベキ由僉議有テ、差符ヲツカハシケルニ、当時ノ庄務ナレバ、恵明房ツトムベシトテ、宮仕専当ヲ追返テ、更ニ不_レ随ケリ。恵明房ハ西明院ノ住侶ナリケレバ、一院是ヲ引汲スル間、中南西院僉議シテ、去ル嘉保元年正月十八日西明院ノ兼好追却シテ、合戦両度ニ及ヌ。山上震動シテ上下不安、座主ハ西明院ヲ引汲シ、中門ハ庄司ト同意ス。衆徒既ニ変々ニナリシガ、三院一同ニ和与ノ儀、以テ上載ヲ仰ンガ為ニ、三月廿二日大衆六百余人神輿ヲ頂戴シテ参洛シ、訴訟ヲ企ツ。ヲビタ、シカリシ事共也。¹⁸⁾

と見えまた大山寺鉄製厨子銘にも、

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

(第一枚)(刻)
本朝伯州會東郡地主紀成盛記文

本系紀納言

于時承安二年壬辰十一月廿日西乙奉鑄

大山權現御躰三尺金銅地藏尊容一

軀、即鑄鐵厨子奉安置之、は無窮之計

也、抑此願之起、去年七月廿八日未乙夜

御寶殿并御正躰炎上、因茲道俗男女

(第二枚・今七)莫不悲歎矣、當山住侶談曰、傳聞當山

懿德八年戊戌開闢以降一千六百五

十余歳、未聞此事云云、而今輒以滿山

之力、難勵造營之功成、盛獨可盡微力

由、同年六月三日辰庚一山三院議定、

仍同七月十日丁丑御寶殿上棟、本者三

(第三枚)(刻)間、今加長簷、同三年巳癸八月廿二日午壬

遷宮、是則天神地祇不助成者、豈遂此

とあって大山寺がその寺院組織の中に、「一山三院議定」と見えている、この三院とは西明院・南光院・中門院の三院を形成して、強訴に当っては三院僉議して行動を起すべきとされている、これに協力しないものは寺院より追放されたとのことであるが、三院が必ずしも一致するとは限っていない。寛治七年の事件にしても中門院は富田庄司に味方し、座主方の西明院方に反するなど政治的な不一致が見られるのである。

大願哉、上始自 聖朝、下迄于庶民、悉
依當山之靈驗、併誇願海之成就、加之
始自願主成盛、及于子子孫孫、永預權
現之利益、久期榮華之繁昌焉、

(第四枚)

鑄像師延曆寺僧西上

願 主 紀 成 盛

大行事寶殿檢校南光院遍照金剛基好

證 署

西明院院主大法師 淇 秀

南光院別當大法師 基 俊

中門院座主大法師 俊 操

中世伯耆大山寺の院房

院名	院	房	名
中門院	惣持房	正月光明房	悟明伽井坊 關智坊 禪智坊 大乘寶房 藤藏房 持本法房 小山林院 禪林院 淨光院 泉光院 西樂院
南光院			慈蓮房 金剛房 西光坊 了本房 寂蓮房 勤持房 安樂院 円宿院 経悟院
西明院			唯林房 桜本房 恵明房 隆藏房 蓮觀房 経視房 増月房 大樂房 三光房 東泉房 善心院
所属不明	円浄房	山本房 井本房 東樂房 知藏房 善心房 宝泉坊 真林房 賢如房 因明月房 知蓮房 宝明房 法明坊 生蓮坊 修禪房 鏡明房 長寿房	

(注) 洞明院藏『大山寺縁起』・沼田頼輔『大山雜考』・阿弥陀堂阿弥陀如来像台座修理銘(弘安9年9月15日)により作成

この大山寺の場合、中世では寺内は「一山三院四十二坊」以上に及んだ。このような寺院組織は鱈淵寺では見られず、ことに源義憲の家人の久木氏による押妨に際しても、いたづらに焼討されるといふ弱体ぶりを見せつけているにすぎなかったのである。

中世に於ける出雲国鱈淵寺の構造について

しかし平氏滅亡後の元暦元年（一一八四）より文治二年（一一八六）にかけての塔（延暦寺の横川に見られるような如法塔に類するものか）
・千手院・薬師堂・常行堂等が国衙の在庁官人の朝山氏により再建されていることは地方寺院としての当然の動きであった。

またこの時期から延暦寺が鰐淵寺を末寺化しようとする動きが活発化するとともに、とくに近江源氏で天台宗の信仰をもっていた佐々木氏が
出雲国の守護として支配権を得るとともに、延暦寺や公家を背景として根本薬師堂を中心とする大山寺の南光院や中門院のごとく鰐淵寺でも佐
々木氏を背景とする根本千手堂を中心とする北院が形成され、また別に南院には桜本坊が中心となり、さきの、北院では和多坊が中心となっ
て、両院とも本寺に倣って長吏職を置いた。後にこれが要因となって南院は公家方に、北院は武家方となって寺院全体の動向に大きな影響を及
ぼすことになったのである。

つぎに北院の場合については、その中心の千手堂でも正月の最勝講に当っては薬師堂と同様に千手観音悔過がおこなわれていたと考えられ
る。正平式目には、

次千手悔過一座、其役如_ニ薬師悔過、次座席事、大導師二人、着_ニ南北中柱際、北者上座、南者次座、次_ニ南北切床方、為_ニ座上、長號二人、着_ニ正面一
間、兩方柱際、北者上座、南者次座、以_ニ正面間、為_ニ末座、是禮堂出入之所故也、承仕出入、十二月一日、於_ニ廻文一經營所、別當房在人數沙
汰後、為_ニ行事役、書出廻文、仕請_ニ取之、催_レ勤、若結衆不足之時者、書_ニ入次座、仍及_ニ月廻、廻文不定也、^(四)

そしてこの両院はそれぞれ位置を異にしている、もともと千手堂は唐川に、薬師堂は別所に存在していたのである。それは本寺の延暦寺の根
本中堂の場合とも共通している。そしてこの寺の寺院構造については次に述べることとする。

- (1) 出雲国鰐淵寺の成立について 拙稿 大手前女子大学論集第十五号
- (2) 鰐淵寺文書一四 出雲守護人檢非違使佐々木左衛門尉泰清下知状 建長六年四月
- (3) 同 右八六 長吏讃岐律師頼源言上目安状写 正平六年十月日
- (4) 同 右一八五 鰐淵寺初答状案 弘治二年
- (5) 同 右三九〇 鰐淵寺年行事連署状年欠
- (6) 同 右八一 一山連署式目 正平十年三月
- (7) 同 右一五 鰐淵寺衆徒勸進帳案 建長元年

- (8) (1)の鰐淵寺の草創と智春上人
 (9) 山門堂舎記 群従本
 (10) 叡岳要記 同右
 (11) 鰐淵寺文書四〇 南院薬師堂修理料田注文 乾元二年四月十一日
 (12) 同 右五〇 後醍醐天皇宸筆願文 元弘二年八月十九日
 (13) 同 右五三 後醍醐天皇諭旨 建武三年正月十五日
 (14) (6)に同じ、
 (15) 島根県史 六 三八〇頁
 (16) 中右記 天仁元年正月六日条(大日本史料三ノ十・一七頁)
 (17) 同 右 宝治八年壬三月八日条
 (18) 鳥取県史 通史編四七頁(大山寺縁起・洞明院蔵本)
 (19) 平安遺文 金石文 四二五号
 (20) 鳥取県史 通史編 三四九頁
 (21) (6)に同じ、

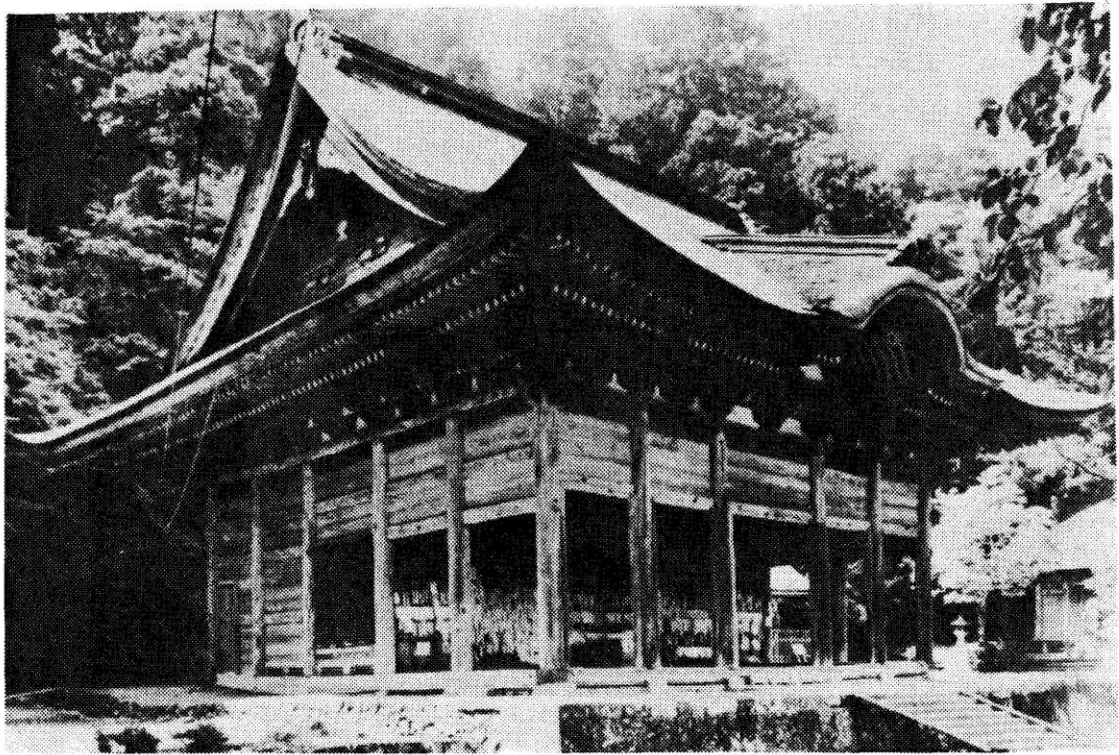
二 鰐淵寺の構造について

さて鰐淵寺の伽藍の中心であった根本堂の構造については、さきに述べたように本寺の延暦寺の根本中堂の変遷とあわせて考えてみなければならぬ。

延暦寺の根本中堂については山門堂舎記や九院仏閣抄では、最澄が当初建てた虚空蔵尾に建てた薬師堂・文殊堂・経蔵の三つの小堂がだいたいできたので、円珍の座主の時に「九間四面」の新堂につくりかえ、その九間のうち、中央の五間を薬師堂と呼び、南側の二間分を「経蔵」に当て、北側の二間分を「文殊堂」に当てて当初よりの三小堂の形式と思想を、そのまま大堂に引きつぎ、この形式がのちまでも天台宗の根本中堂の祖型⁽¹⁾となった。

貞観元年九月廿五日勘定資財帳云。葺檜皮五間。根本薬師堂一字。長三丈。廣一丈五尺。高一丈二尺。葺檜皮五間文殊堂一字。長三丈三尺。廣一丈六尺。高一丈二尺。葺檜皮五間經蔵一字。長三丈三尺。廣一丈六尺。高一丈二尺。

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について



鰐淵寺根本堂

此寺古今之佳例也諸人下項衆議者佳雅也
 尤宜古亦久之衆議不可少之雅多分若輩今衆
 之字言難許容者致下年
 一不泰筆不可破衆會議定事既於書泰評定
 衆猶擇多分宜在不能他行之身獨破大義或但先
 日評之多誤後思之難破雖然者一回悔之同不誤之
 一衆人教評定之有妙即事古實元達相友者上人之
 之設舍自許之非忘者是向可妙即也值不慮之
 一衆事率余士者之特者不論人教之多亦惟雅者
 一人於其途方者可有許仍法者又
 一怪例臨時不可懈怠事之兩堂一塔之勤行之資雅
 大社之法樂不帶合期之衆會吾國法亦法則者
 一怪例勤事先實法分
 元日供正會作法先同各誦一座四法用法事敬奉
 大導師四箇法用事敬奉三年初十午悟過
 一產誦師學類彼昔來者花表懸七竹葉聲

一山連署式目（正平十年三月）

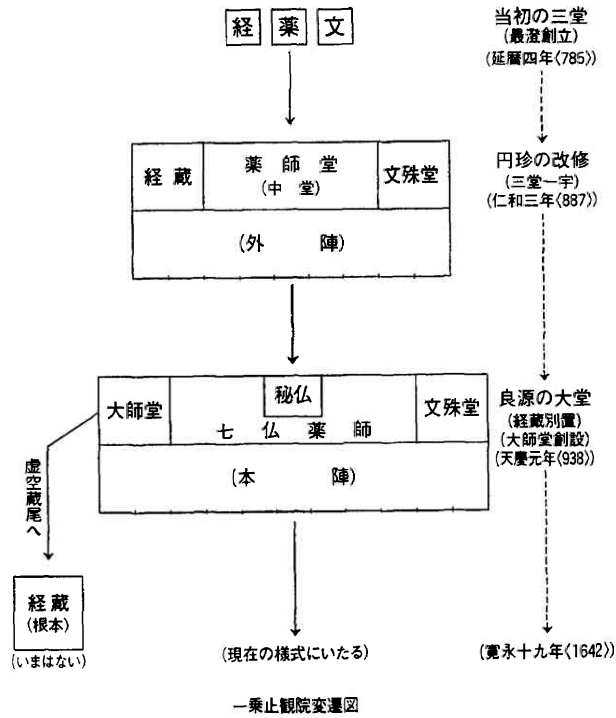
中世に於ける出雲国鯛瀬寺の構造について

出雲国
 出雲郡鯛瀬寺
 本尊 阿弥陀如来
 本堂 阿弥陀如来
 本願の堂 阿弥陀如来
 三十三代
 浄土宗の祖 善導の
 浄土の堂 阿弥陀如来
 浄土の堂 阿弥陀如来
 浄土の堂 阿弥陀如来



〔出雲国鯛瀬寺絵図〕（江戸時代木版画）

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について



出雲国の鰐淵寺においても、最初は前節で述べたごとく、七佛薬師をまつる薬師堂があり、そのほかに三重の如法塔が建てられていたことは、延暦寺の三堂分立の例にもとづくものと考えられる。

しかしこの四面七佛薬師堂も、天福年間の炎上後において「僅雖改二一兩之殿堂、未レ及興ニ半分之基証」、適所レ企、猶不能ニ成功、何況於ニ残聖跡哉、と述べていることは、この時の炎上以後は、いままでの薬師・千手の二つの根本堂の構成を改めて、延暦寺の根本中堂が円珍の時に三堂一字となったと同様に根本堂を一字として建築の簡素化と南北両院の衆徒の交衆として、両院の角逐をふせごうとしたと考えられる。そして鰐淵寺は天福の炎上ののち、嘉暦元年(一三二六)に再び炎上して、さらに二十二年を経て貞和三年(一三四七)に本堂・三重塔・常行堂等の復興を志したのであるが、その間の事について式目では、

嘉暦元年、焰上以後、數字佛閣内、為ニ一字、未レ及ニ建立、空送ニ廿餘年、畢、是偏住僧等、無力之故也、就レ中頃年之間、依ニ若輩行人等短

(3)

元慶六年智證大師為ニ座主ニ之時。與ニ三綱大衆。俱見ニ顔危。新設ニ材木ニ改ニ造之。始自ニ元慶六年歲次壬寅六月七日戊寅ニ至于仁和三年十一月七日。都六ヶ年莊嚴畢レ功。然會ニ三字別堂。以為ニ九間四面一字。造ニ加一面孫庇。以ニ中五間ニ為ニ薬師堂。西二間為ニ経蔵。北二間為ニ文殊堂。或記云。今以ニ云ニ毘沙門堂ニ是也。焼亡以後。横川大僧正以ニ中七間。為ニ薬師堂。以ニ南二間ニ為ニ大師堂。以ニ北二間ニ為ニ文殊堂。云々。(2)

そしてこの根本中堂は、承平五年(九三五)に焼亡したので当時の座主の良源は、天慶元年(九三八)から根本中堂の復興に着手し、さらにひとまわり大きなものとして、十一間四面の堂宇に改め、中央の七間を薬師堂、北の二間を文殊堂として経蔵を虚空蔵尾に遷し、かわりに傳教大師の木像をまつって大師堂として、ここに根本中堂に新たに祖師堂としての性格を附加して、いよいよ天台宗の根本中心伽藍となった。

慮、増三兩院之確執、將^ク及^ハニ^ハ一山之破滅、山木争論、即其一也、依^テ茲造營事、無沙汰之間、近日兩院成^シ合^ハ牀、加^シ一^ノ同^ノ連署、案文謹^テ進^メ覽^ス之^ヲ畢、⁽⁵⁾と述べていて、この寺の再建に当っては寺内の薬師堂を中心とする南院と、千手堂・三重塔を中心とする北院とが、互いに用材調達の順位を争って相論が絶えなかったため、なかなか再建に着手することができなかったと述べている。

そこで本寺の青蓮院尊円親王は令旨を下して、その促進をうながした。

鰐淵寺南北両院一交衆事、寺解、令^テ披^ク露^ス之處、本堂營作等、令^テ合^シ其^ノ力^ヲ、可^ク為^シ興隆之儀者、尤神妙歟、且寺中、不^レ可^ク有^シ異儀之由、其沙汰候、但兩院長吏職等號者、不^レ可^ク有^シ改動之由、可^レ被^シ加^シ下^ニ知^ル者、依^テ青蓮院二品親王御氣色、執達如^レ件、貞和三年十一月十三日、権大僧都隆静在判、月蔵房法印御房々々⁽⁶⁾

これに対して、鰐淵寺寺務（別当カ）の法印権大僧都宗舜（月蔵房）は、南北長吏に尊円親王の令旨を伝達して南北両院の交衆を一つに和合して伽藍の再建に従事すべきことをさとした。

そして南北両堂一塔の法会を営むためにも薬師・千手の両尊を一堂に集める必要にせまられ、それはまた「貞和同心」とか「貞和和同」とか称して宗舜は惣寺の一致をうながしたのであるが、それは宗舜が多分に南北朝の兵乱からの南院の頼源を中心とする勢力の排除を意識したためであった。

それとは別に伽藍の造営について考えるならば

一於^テ造營、不^レ可^ク致^ス疎略事、嘉曆焰上、已三十廻、數字造營、未^レ失^シ眼前之愁、歎^シ身上之恥辱、何事如^レ之哉、然則、各忍^シ退屈之思、弥抽^シ最負之忠、且申^テ立^テ三代先朝、後伏見伏見并持明院、已上三代⁽⁷⁾、勅裁之料所、且秘計、諸方勸進之施物、速造^シ畢根本堂舎、并可^ク建^テ立^テ左右伽藍^ニ者也、塔・常行堂也、

一可^レ加^シ所々修理事、鎮守諸社、并經藏、温室及假堂等、有^シ朽損者、加^シ修理、及^シ顛倒者、可^ク改造^ス者也、⁽⁷⁾

と見えて、鰐淵寺の中心伽藍はなんといっても、この薬師如来と千手観世音菩薩をまつる根本堂と、左の三重塔と右の常行堂であった。そして平安末期より分立した南院は根本堂内の薬師堂を、また北院は千手堂と三重塔を支配していたのである。

また堂内の仏像群については、

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

一可_レ造_レ立佛像_ニ修_レ復_レ古佛_ト事、於_ニ新造薬師・千手、及眷属十六躰_ニ者、日光・月光・十二神、并破蘇山功德天二躰_ニ也、大檀那高岡禅念智、泰覺彦孫_(佐々木泰清)、高岡金吾師宗母堂也、既被_ニ造立供養畢、所_レ残廿八部衆、但婆蘇功德者、以前十六躰内也、并四天王像、可_レ建_ニ立之_ニ、次古像諸尊、并一切經以下聖教及佛具・曼荼羅供佛具以下注文在_レ別、道具注文在_レ別、等隨_ニ破損_ニ可_レ加_ニ修復_レ也、就_レ中、釋迦、多寶、塔二如來者、天福以往、古像脱_ニ度々火災_ニ靈佛也、而嘉曆廻祿_(回)、御身兩雖_レ存、座光者、共燒畢、而于_レ今無_ニ沙汰_ニ云_ニ冥慮_ニ云_ニ見聞_ニ誹謗尤有_レ憚念可_レ奉_ニ造加_ニ哉₍₆₎、

とあつてすでに炎上して消失したものであるについては新造し、また古仏についてはこれを修理している。

つぎに鰐淵寺の寺院構造を示すものとしては、この正平十年の一山式目ほど具体的に示めたものがないために、この史料を中心として考察を加えてゆくこととする。

まず本寺としての延暦寺の青蓮院門跡と鰐淵寺との関係については、まず南院の長吏であつた頼源が、後醍醐天皇方に味方した混乱のあと、貞和に到つて鰐淵寺の組織を立てなおそうとした青蓮院門跡側は、貞和和合の条件として、「是則、音匪_(非)寺僧契約嚴重_(ナルノミ)、抑又、門主御諾許炳焉_(ダクキヨヘイレン)者、既誠_ニ未來末弟之輩_ニ、況於_ニ貞和同心之先達_ニ哉、奴々不_レ可_レ起_ニ無益之邪執_ニ矣、₍₆₎」とその指導権の確立をはかつている。

けれども鰐淵寺側としては、寺内の不一致や訴訟等に際して、「抑天下為_ニ一人之天下_ニ、猶任_ニ公卿僉議_ニ而、治_レ國、況_レ寺中、為_ニ諸僧之寺中_ニ、豈_ニ非_ニ衆會評定_ニ而、行事哉、₍₆₎」との自覚に立つ限り、寺側よりの訴えを本寺や朝廷に持ちこむ事はかえっていたづらに時間を浪費するばかりで、決して得策と考えないようになったのである。

この事は本寺の青蓮院の門跡側にも通ずることであつて、「但非_レ無_ニ本山_ニ、又雖_レ在_ニ門主_ニ、頗倦_ニ遼遠之往還_ニ何違_ニ企_ニ朝夕之訴訟_ニ不_レ若_ニ衆徒一心_ニ而、興_ニ真俗_ニ自他相互_ニ令_ニ糺_ニ得失_ニ仍_レ此篇目、尤至要也、₍₆₎」と青蓮院とこの寺が地理的に遠隔の地にあることから、通常の訴訟に対しては寺が自主的に対処する方針を認め、他へ問題を持ち込むよりも衆徒の一決によつてすべての訴えを決することを望み、衆徒もこれに積極的に賛意を示した。このように地方寺院では中央の本案・本寺の干渉から離れて、在地勢力との結合を計ろうとしたのであつた。鰐淵寺でも佐々木氏や塩谷氏、さらには尼子氏等と計つてこの寺の地歩を固めようとしたのである。

また鰐淵寺には本寺の横川の楞嚴院の場合と同じく別当・長吏・一和尚の制を持っていて、横川の楞嚴院に附属する解脱谷・戒心谷・般若谷

・飯室谷・椴尾谷・都卒谷等に一和尚を置いて支配しているのと同様に、この寺でも、上位の僧侶を一和尚すなわち宿老と呼んでいる。

鰐淵寺ではまづ南北両院に長吏職を置き、別当・南院長吏・北院長吏の一山三長老制をとっている。⁽¹³⁾ この両院の長吏職は鰐淵寺の政所に出向いて、「政所事、兩長吏隔月可致沙汰矣、⁽¹⁴⁾」と隔月にこの寺の寺務を掌握する事になっていた。

また両院の本尊が一堂に安置され、さらに両院の衆徒が合一されたときにも南・北長吏の名称はこれを温存した。⁽¹⁶⁾

いまこの式目に見えるこの寺の交衆の性格については、北嶺のみならず南都においても見られる。興福寺等でも「学侶、学問之為交衆スル僧ナリ、⁽¹⁵⁾」と述べて、交衆とは論義法要などで、相互に問答を交す衆徒のことを意味している。

鰐淵寺の寺院組織では、この寺の別当や、南院・北院の長吏よりも交衆がこの寺院の中心となっている衆徒であるから、いまその性格を明らかにする必要がある。

正平式目では、

一名帳次第、當寺豎入之人者、於ニ受戒、即年可レ交レ衆、他山横入輩者、經ニ止住三年、可レ交レ衆也、結衆三十人滿者、非ニ沙汰之限、但山里、共為ニ無縁之貧僧、無ニ其隱一者、為ニ其身、無ニ私力、為ニ坊主、難ニ合力ニ之由、捧ニ二人之起請文一者、暫放ニ免一之、少分資縁出來之時、可ニ勸入一也、但雖レ可レ捧ニ二人誓文、有ニ如レ形資助之由、寺中無レ隱之輩事者、任レ法可レ致ニ沙汰一也、次横入與豎入、同一藪之違目者、以ニ豎入、為ニ座上事、先規也、二藪不レ同者、非ニ沙汰之限、次豎入受戒前後事、如ニ貞和連署一矣、⁽¹⁶⁾

この式目によると、この寺に入るためには豎入と横入の二つの場合がある。豎入の入寺の場合には、まず当寺に師を求め和多坊のような正當な塔頭寺院に入寺して、出世後見の師の指導のもとに受戒を受けることができた時より、衆徒としての資格を得るといっているのである。それに對して横入の入寺の場合は単に止住三年で、それも他の寺院より訪づれたものを指し、豎入を座上にして藪次も横入より一藪昇るなど両者の相違が見られるのである。さらに無縁の者も入寺に對する二人の証人あって起請文をしたため、入寺に必要な経費を調達できたときには、衆徒となることができると規定している。これは中央寺院のような血縁的な貴族等の進出の見られないこのような地方寺院では入寺資格の買得という手段も構じられて、寺院組織の維持を計ったとも考えられる。しかし本寺の山門では次の如くなっている。

一、衆僧十九歳。度僧寺位ニ定ル故。勅裁不レ申ニ平僧。ヤガテ上人ト號也。

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鱒淵寺の構造について

一出世ハ。院號公家。或公家養子坊官ハ。坊號妻帶。侍法師。國名妻帶。御承仕ハ。持佛堂ヲ司ル。妻帶出家随意。御格勤ハ。御膳ヲ調也。下僧。下法師也。

一山門三門跡脇門跡。院家。出世。清僧。坊官。妻帶。同位有淨。侍法師。山徒。衆徒同位也。

一廳務ハ坊官随分衆任之、脇門跡ニテハ雜務ト呼ナリ。坊官ヲハ官人ト喚也。以下有差別。脇門跡モ天台座主ニハ被任也。

一候人ハ門跡ニ召使ハル惣衆ヲ云也。

一三綱ハ寺家以下ノ衆多シ。輪番ニ執當職ニ任ル也。執當ハ山門ノ司ヲ知ルナリ。諸役者ニ補任ヲ成ナリ。

一堂衆承仕ハ中方リナル。役公入ハ下法師ガナルナリ。處々ノ堂ニヨリテ任ズル也。

一東塔西塔ハ執行ト云也。横川ハ別當ト云ナリ。衆僧ノ一老任之役也。執行代別當代ニ若キ衆徒任之。

一七座公人四至内。職モ太子ハ衆徒。維那。同中方法會時大カイト。男。僧前達スル也。鑰取。前唐院ノ鑰アツカル也。出納。下法師。被物録物取出又納也。庫主。下法師。佛供ヲ調ル者也。

政所。下法師。中堂御常供佛供ヲ調スル也。專當。下法師。若輩タリト云ヘ杖ヲツクナリ。執當與前ニ行也。右ハ執當ノ補任ナリ。執當ニ随ナリ。

脇門跡。

院家。

清僧。院號權大僧都法印官位共ニ極ルナリ。御持佛出世。堂ノ法事ヲ勤也。堂上ノ息。或ハ養子ナリ。

妻帶。坊官。齒黒。坊號公名叙位不任官也。御門主ニ奉公給仕スル也。出世等輩也。不_レ禁_二四足_一二足類ニヲ以下輩同シ。兒ノ時水干。

同。侍法師。同。國名叙位不任官也。兒ノ時長絹。坊號ヲモ付ナリ。

同。御承仕。名乗也。慶光ナド云ナリ。御持佛堂事ヲ司也。莊嚴ヲ仕。佛具ノ取沙汰アルナリ。幼時御童子也。國名ヲモ付。又名乘之外。金光。金祐。金党。眞宗。眞光。眞覺ト云付ナリ。

御格勤。同。下僧。下法師也。淨衣肩絹。袴。幼名必有異名。

一妻帶モ僧正法印官位共ニ極ル。事ニヨリ。家ニヨル也。

一三綱。堂衆。公人。下僧。下法師ナリ。山徒法師并中方妻帶衆禁_二四足_一二足_二不_レ禁_レ魚。叙位不任官也。

一衆徒。清僧也。權大僧都法印ガ極メナリ。僧正ハ希也。平民モ徳ニヨリテ任スルナリ。東寺ニハ多也。

一堂衆ノ事。根本中堂長講。一ノ長講ニノ長講ト云也。三人也清僧也。中方レ氏任ニ此職ニ准ニ上方ニ弟子兒ヲ持也。中方也。三人清僧。咒師。一人。以上七人。

一執當。根本ハ清僧也。中古ヨリ以來妻帯ノユヘニ。寒中三十三日曉垢離ヲトリ。從ニ正月朔ニ至ニ十五日ニ修正。毎曉彼堂至ニ内陳ニ出仕也。

此外妻帯不レ入ニ内陳。言全ハ不レ修ニ此行。貫一ツタクハ一生修ニ此行也。

一東塔南谷ノ常行堂ハ。上方清僧。法華堂上方ナドモ。此堂務ヲ存スレバサカル。又中方ヨリハアカレホト、トテモト云ナリ。清僧勤也。トテモノ事。中妻帯ハ堂ノ務ヲバ存シテ。堂ノ勤行等ヲハ清僧ヲ供養シテ勤レ之。

右皆執當之補任也。妻帯中堂ノ内陳ヘ入事ナシ。執黨人也。

一下僧。下法師也。後ニ公人ニ成ル。公人ノ息モ。御童子ニナレバ。中方ト成ル。中方ノ息モ。兒ニナレバ上方ト成ル。下法師モ三代目ニ

ハ上方ニ成ルトハ申セ氏。中方ニハ成レ氏。上方ニ成ル事ハ稀也。¹⁷

いまこの中世の延暦寺の例を見ても、もともとは戒律を保った僧が清僧として尊ばれていたが、中世では出世（主として学侶）以外の三綱

（執当職を含む）や、坊官・寺法師・承仕等には妻帯をも許され、衆徒にも許されている。そのうえ上方・中方・下方に分かれ、諸堂の雑務を

司る下法師、法会の諸準備をする堂衆・承仕は中方、そして坊官等の上方が見られるが、下法師が中方になることが出来ても、上方への進出は

稀であるという状況であった。

このことは、たんに山門のみならず南都でも寺院に関する階層を分けて、

法親王、諸王、入道親王、猶子、地下子、住侶、学侶、非学侶、兩堂衆、律衆、坊官、北面、侍法師、力者、三綱、中綱、勾当、小綱、専

当、衆徒、承仕、堂僧、從僧、伴僧、院代、監事、結衆、田楽法師¹⁸

となっていて、興福寺や東大寺もこれに準じている。また衆徒については山門の場合とは少し異なるが、

一、衆徒武士帰依之輩、雉染受戒交衆之者、称之、当時末葉之輩、春日祭礼并法会堅義以下勤レ之、興福寺卅講、法花会堅義、維摩会散華等也、東大寺法花会卅講等勤行、以ニ学侶

之中麁席ニ為レ先也、衣重衣白五条裏頭帯ニ討刀、古代除位勿論也、（中略）只称ニ仮名、官名、国名等也、官務是長也、沙汰衆記録所貝衆蜂起

之時吹貝也、等有之、其余ハ平衆徒也。¹⁹

やはり交衆に含まれてはいるが半僧半俗的な性格が強い。

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

このように見てくるとき鰐淵寺の組織も山門に倣っていると考えるべきである。

鰐淵寺の正平式目においても、「貞和三年六月廿三日、兩院一揆、擧狀云、本堂・常行堂・塔婆・寶龕・大社等、恒例臨時、勤行、并頭役公事已下、悉為ニ交衆ニ可令勤ニ仕之、不可有ニ南北別座之儀則ニ矣、」とて、この寺院では南北兩院に分れ、ともに衆徒と称しているが、これは天台宗では清僧と称して南都でもいう学侶のことを意味するのである。故えに交衆は鰐淵寺に於ける学侶層が一山の恒例・臨時の法要に際して一致団結して勤修すべきであると約束している。それはそれ以前に於いて、横川に出した鰐淵寺の衆徒の解状に於いて、

當寺者推古皇帝勅願、智春上人之建立也、往昔、旌無^(通)南北院號、而中古已來、依^チ不慮之確論、致^ス兩院各別^ラ者歟、或時、成^シ和合^ハ有^ル時、令^ム角立、異同已及^ニ度々、爰嘉曆元年、焰上以後、數字佛閣内、為^シ一字、未^レ及^ニ建立、空送^リ廿餘年、是偏、住僧等、無力之故也、就^シ中頃年之間、依^リ若輩行人等短慮、增^シ兩院之確執、將^レ及^ニ一山之破滅、山木爭論、即其一也、依^テ茲造營事、無沙汰之間、近日兩院成^シ合牀、加^ニ一^ノ同連署、案文謹進^ニ覽之^シ畢、古來、度々、雖^レ有^ニ南北和合之例、依^テ為^ニ私之^ニ云為^ニ不能^ニ後範^ヲ治定、然則、盡未來際、宜^ク為^ニ一交衆、勤^ム大小之行事、仍^テ下^ニ賜御一諾之令旨、且備^ニ來際之龜鏡、且為^ニ全^ニ當時之興行、衆徒等謹言^上云々⁽²¹⁾

とて南北兩院はこの寺では互いに意見を異にしたり、中央の政治状況により動揺したりすることも多かった。すなわちそれは南院・北院に属する学侶層が分裂することが繁しかった事を指すのであるともいえる。

またこの寺院の温室での入浴次第を見ても一番老僧・二番中臈・三番下臈・四番行人に分れていて、なかでも五院大衆に含まれる学侶層では、学頭職がこれを統率していた。

一惣分恒役外、可^レ專^ニ行學^ニ事、計^ニ諸堂勤行之隙、以^ニ房中閑居之暇、行^ニ頭密之大道、奉^レ祈^ニ公家武家之御願、學^ニ教證之仲微、可^レ施^ニ自利々他^ニ之勝益、智行共闕名^ニ國賊^ニ、豈可^レ不^レ慙^ヤ哉、然則、於^ニ内行者^ニ者、雖^レ為^ニ三房々、各々之随意、於^ニ修學^ニ者、可^レ致^ニ同心同會之談話、於^ニ其中、無^ニ器量^ニ之先達者、可^レ任意、三十講之結衆者、不^レ可^レ簡^ニ堪否、早若學頭、若属^ニ有縁、能化可^レ專^ニ學問^ニ也、⁽²²⁾

ことにこの鰐淵寺ではその年中行事のなかに講問法要が多く含まれ、修正會問答講・最勝講・六月會法華三十講・霜月會法華十講そのほかこのような講問法会には講師には学頭役がなり、毎年一月元日より七日までの最勝王經を講ずるときには、

一本堂分、最勝講作法、年始七箇夜内、初五箇夜者、講^ニ最勝王經十卷、一夜別^ニ兩卷、後^ニ二ヶ夜講^ニ仁王・法華兩經、一夜別^ニ一座、結衆十二

口、廿五藪已下、順次十二人、一和尚結願座、法華二和尚也、第六夜、仁王三四和尚、開白夜、最勝一二卷以下、准_レ知之、唄師打金、問者散華、薬師唄并三十二相、出者必横座役也、件兩役、必分_二南北也、但七箇夜内、一夜者、堅座勤之、次座席事、横座六人一面、北床三人、南床三人、堅座六人、二面南北各三人、²³⁾

とあって、寺内の一和尚・二和尚・三和尚・四和尚の講問の開白・結願の諸座役が定まっていた。

ことに本寺の延暦寺の場合では、正月六日までの修正會、(根本中堂)六月三日の宗祖御影供(根本中堂)十一月二十四日の天台大師に対する報恩のための霜月會(東塔)が行なわれ、一般に法華大會ともいわれている。

比叡の霜月會はもろこしの天台大師の忌日也。大師は南岳の慧大師の弟子、陳隋兩代の帝師也。南岳は位六根をきよめ、天台はさと_レり五品_登にのぼれり。(中略)

開皇十七年十一月廿四日に維那につげて、の給はく、「命_レまきに終なむとす。かねのこゑを聞て、正念をまさむ。ひさしくうち、いきのた_絶えむをかぎり_限とせよ。」との給て、なほく_レてうごかず。定に入がごとくにて終ぬ。(中略)

傳教大師ふかく大師の恩を、思て延暦十七年の十一月に、はじめて七大寺名僧十人を請じてひえの山のせば_狭室にしてはじめて十講を行へり。十日講をはりてそのあくる朝廿四日大師供をおこなふ。靈應圖を堂のなか_懸けて供養す。供物を庭のまへよりおくるに、茶を煎じ、菓子_備をそなふ、天台の昔に奉供するにおなじ。花をさ_捧げ、香をつたふ、震旦の煙を思やる。時々鏡鈿をうち、かた_旁く書讚をと_唱なふ。すべ_凡て天竺震旦我國の諸道の祖師達をも供をそなへて同くたてまつる。書讚は顏魯公が天台大師をほめたてまつれる文也。²⁴⁾

このような本寺の大会にもとづいて、末寺の鰐淵寺でも天台宗による年中行事が組まれていたのである。(次表を参照されたい)

いまこの鰐淵寺の年中行事を見てみるときに、非常に多くの法華經に関する問答講の多いのにきづく、それはこの寺院がかなり忠実に本山の法會を受けつごうとしてしていることが理解される。もちろん中世の多くの寺院に見られるような学侶・堂衆・行人等との対立がなかったとはいえないけれども、大山寺に見られたような寺内や所領の問題で強訴に及んだということはなかった。

この様に考えてくるとき鰐淵寺は出雲国における古代寺院としての性格を抜け切ることにはできなかって、時代の交遷にともなって、延暦寺の慈円以来の青蓮院門跡を基幹としながら、本寺の勢力より離脱して鎌倉時代では在国の守護の佐々木氏の勢力を背景として、その祈願寺となる

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

[鰐淵寺年中行事]

場 所	月 日	法 会	内 容	口 数
宝 嶌	1月1日	修 正 会	問答講 薬師散華 三十二相 千手悔過	9
本 堂	1月1日～7日	外 陣	最勝講 最勝王經・仁王經 法華經講問	12 (12月1日廻文)
	2月(三ヶ日)	内 陣	薬師悔過・千手悔過	10
	4月14日～7月15日	修 二 月 会	散華・講問	10
	5月28日～6月4日	六 月 会	安居作法 法華三十講	11 30
	6月14日	万 燈 会	結願・阿弥陀經	24(2月4日廻文)
	6月15日	蓮 華 会	十種供養	24(6月11日廻文)
	10月27日	本 願 講	經供養 伽陀	24
	11月24日～28日	霜 月 会	法華八講	8
	毎月8日・18日	講 作 法	法華十講	10
	毎日	不断法華經		5 2
三重塔	毎月晦日	釈 迦 講	法華經・釈迦講私記・阿弥陀經 九条錫杖	8
	二季彼岸 4月8日	[中日涅槃会] 仏 生 会	舍利	
常行堂	1月8日～15日	修 正 会	三時行法	14
	8月10日～17日	引 声 念 仏	昼夜十二時 常行三昧	12
	12月1日～1月 7月1日～8月10日 毎月15日	月 別 衆 参 長 日 例 時	二期例時 毎月六番	堂僧12 堂僧皆参 毎日2堂僧
本覚堂	4月28日～ 百ヶ日	法華問答講	(三十品論義三反・後十ヶ 日十講)	小勸進以下
大 社	3月1日～3日		大般若經転読(三頭三部転 読)	一部30 (三部90)
	臨時		祈禱・追善・堂塔供養	

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

うとして努力し、のちの後醍醐天皇の隠岐遷幸に際しては、この寺の頼源はまた天皇方に軍忠を示すことによって、出雲国に於ける鰐淵寺の地位を拡大して杵築大社を席卷しようとしたのであった。しかしそれはまた寺内を南院・北院に学侶層を分けることに依って、かえって混乱を生じ後醍醐天皇の建武失政以後はこの寺院の勢力をも弱体化し、ついで佐々木の傍系の尼子氏の一時的な台頭によって、わずかに勢力を盛返すことができたといわれるものの、毛利氏の進出によって、その勢力が弱まって固定化していったのである。

つぎにこの寺院で学侶層の下にあった行人について考えてみることにする。行人とは正平式目では、

次、行人一交衆准_ニ衆徒議_ニ不_レ可_レ有_ニ南北差別之儀_一矣、右、為_レ專_ニ堂塔造營_一、興_ニ隆_ニ顯密佛法_一忌_ニ兩院角立之偏情_一、成_ニ一味同心之交衆_一者也。然則、於_ニ行人等中_一、或存_ニ各別本習_一、或依_ニ當座評論_一起_ニ兩院偏執_一、則面々之主人、共_レ可_レ加_ニ治罰_一、又各々付節、同宿、於_ニ未來_一、成_ニ異議_一、欲_レ乱_ニ交衆_一者、以_ニ師匠敵對之科_一、可_レ擯_ニ出衆中_一、

と見えて、行人の存在が明らかである。

この行人の性格については、本寺である延暦寺の場合と合せて考えなくてはならない。慈円は愚管抄のなかで、法然の弟子の安樂房のことに触れて次のごとく述べている。

建永ノ年、法然房ト云上人アリキ。マヂカク京中ヲスミカニテ、念佛宗ヲ立テ專念佛ト號シテ、「タゞ阿彌陀佛トバカリ申ベキ也。ソレナラヌコト、顯密ノツトメハナセソ」ト云事ヲ云イダシ、不可思議ノ愚癡無智ノ尼入道ニヨロコバレテ、コノ事ノタゞ繁昌ニ世ニハンジヤウシテツヨクヲコリツ、ソノ中ニ安樂房トテ、泰經入道ガモトニアリケル侍、入道シテ專修ノ行人トテ、又住蓮トツガイテ、六時禮讚ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタテ、尼ドモニ帰依渴仰セラル、者出キニケリ。ソレラガアマリサヘ云ハヤリテ、「コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿彌陀佛ハスコシモトガメ玉ハズ。一向專修ニイリテ念佛バカリヲ信ジツレバ、一定最後ニムカヘ玉フゾ」ト云テ、京田舎サナガラコノヤウニナリケル程ニ、院ノ小御所ノ女房、仁和寺ノ御ムロノ御母マジリニコレヲ信ジテ、ミソカニ安樂ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレバ、又グシテ行向ドウレイタチ出キナンドシテ、夜ルサヘトゞメナドスル事出キタリケリ。トカク云バカリナクテ、終ニ安樂・住蓮頸キラレニケリ。法然上人ナガシテ京ノ中ニアルマジニテヲハレニケリ。

この場合法然の弟子の安樂房遵西について見てみるならば、彼は高階泰經の侍で、法然について入道して專修念仏の行人となつて、善導の六

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

時礼讃を行じていた。もちろん彼は入道していても法然のようなもともと戒律堅固な者でなく妻帯承知の下法師であつたために。念仏に事よせて「女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿弥陀仏ハスコシモトガメ玉ハズ」との態度を採つたのは、かえつて彼の行人としての在り方を示したともいえるのである。しかし慈円はこれを法然ともども順魔として退けているのである。

つぎに治承二年（一一七八）八月八日より延暦寺の内部に於ける学侶と堂衆との争乱のことの中に行人について述べている。

抑堂衆ト申ハ。本學匠召仕ケル童部ノ法師ニ成タルヤ。若ハ中間法師ナトニテ有ケルカ。金剛壽院ノ座主覺尋僧正。

左馬頭藤忠經子。平家諸本僧正上有權字。八坂

本覺尋作

御治山ノ時ヨリ。三塔ニ結番シテ。夏衆ト號シテ。佛ニ花奉シ輩ナリ。近來行人トテ。山門ノ威ニ募。切物奇物責ハタリ。出舉借

上入チラシテ。徳附公名附ナントシテ。以外ニ過分ニ成。

山門云々至此。唯長門本有。

大衆ヲモ事トモセス。師主ノ命ヲ背。加様二度々ノ合戦ニ打勝テ。

イト、我慢ノ鋒ヲソ研ケル。

長門本云。大湯屋ニモ申ノ時ヲ堂衆ト定ラレケルニ。午刻ヨリ下テ。學生ノ後ニ居テ指ヲサシテ笑ケレハ。角ヤハ有ヘキトテ。學生トカメケレハ。堂衆申ケルハ。我等ナカラシ山ハ山ニテモ有マシ。トモスレハ聞知又論議ト云事ハ。何ゾアナオカシ

ナト云合リ。

古キ人々ノ中ケルハ。山門ニ事出来ヌレハ。必世ノ亂アリ。一年天下ノ騒モ。山門ヨリ亂初タリト聞ユ。今年又何事ノ有ヘキ

ヤラン。鬼門ノ方ノ災天ナリ。帝都尤慎ヘシトソ歎申ケル。

これによると行人は下法師で、寺院の出挙・借上などにたずさわり、夏に行をおこない、仏に花を供えるなどの堂衆より下部に属するものであつた。そして承仕や公人とも近い存在であつた。そしてその発生は学侶の召仕から始つていたのである。

鱒淵寺に於ても行人は当座の争論を起し、それがために南院と北院が対立することもしばしばあつたし、また行人は自分が召使われている主人に味方するのが通例であつたから、より彼等の争論が激しなつたとも考えられる。そして「依ニ若輩行人等短慮ニ増ニ両院之確執ニ將レ及ニ一山之破滅ニ」と、行人は若輩の僧と組んでしばしば学侶層と対決する場面もあつたと考えられるのである。

また温室での入浴の配分にも行人は下藤分の下に充てられていて「堂衆承仕ハ中方ノナル。役公人ハ下法師ガナルナリ。」との本寺の在りかたにもとづいてこの寺の行人を考えるのが至当であらう。

つぎにこの寺院に於ける集会について見てみると、正平式目では、(1)衆会を催す時自由の故障をいってはならない事。(2)衆会不参の咎の事。(3)衆会での賛否の事。(4)衆会の議決の方法の事。の四ヶ条が挙げられている。

一衆會催促時、自由不可致ニ故障ニ事、抑天下為一人之天下、猶任ニ公聊僉議ニ而、治國、況寺中、為諸僧之寺中、豈非衆會評定ニ而、行

事哉、但非無三本山、又雖レ在二門主、頗倦三遼遠之往還、何違企三朝夕之訴訟、不_レ若_レ衆徒一心、而興_レ真俗、自他相互、令_レ糺_レ得失、仍此篇目、尤至要也、自今以後者、各不_レ問_レ大小事、不_レ分_レ世出世、每_レ加_レ催促、必_レ可_レ集來_レ者也、次衆會次第者、先下臈、次老僧_{云々}、然則、若輩遲參、可_レ加_レ誠_レ、宿老後來、聊有_レ優恕_レ歟、³⁰

この寺院に於ける集会についてはこの寺とは別に、東大寺等の中央大寺院に見られるような学侶集会・講衆集会・堂衆集会があつて、大事に至つては惣寺集会を催すなどの集会の分化は見られない。しかし集会としての「一、集会出仕之仁、俄令_レ故障出来、以_レ起請文_レ可_レ被_レ乞_レ暇、若無_レ證文_レ者、全不_レ可_レ称_レ暇事」とか、「一、或得_レ三権門語、或恐_レ三権門之威、不_レ可_レ有_レ三無想評定_レ事」とのべて、権門勢家の干渉を受けずに独自で寺院内の合議権を確立しようとする動きが見られるのであつて、叡山の三塔僉議などもその代表的なものである。

そしてこの鰐淵寺に於ける集会は大寺の惣寺集会に相当するものであつた。ただここで集会といわないで衆会と称していることについては、学侶と衆徒を集めた南北両院の交衆の集会であることを示していると考えるべきである。

そしてまた本寺の青蓮院門跡よりの申出があつても、寺内の衆徒の自決権を尊重した。集会に際して衆徒一心するためには是非とも出欠を厳重にしなければならなかつた。そしてその議事の運営に際しては、先きに下臈分の意見を聞き、そのち老僧の意見を聞いてそれぞれの問題について検討を加えて決論を導びき出すこととしている。そのために若輩や老僧の遅参をとくにきびしくいませしている。

ことに遅参については、政所に申請し、不参については百文の罰金を出させ、会議中に勝手に退座したときは不参とみなすと規定している。また現に病氣のものは起請文を出させ衆会の統一を計っている。

つぎに衆会の評定については、

一 評定事、糺_レ衆會之參否、究_レ故障之是非、然後、其人或訴人、或政所、述_レ題目_レ者、先上座、有德之中、可_レ被_レ評定、下臈短才之輩、不_レ可_レ進言、但愚者千慮、必有一德_{云々}、然者、不_レ論_レ老若、不_レ簡_レ賢愚、一往之意見、旌_レ又、非_レ禁制、何況被_レ下、_レ各議之時、述_レ所存_レ者、定法也、而其時、或成_レ卑下、或以_レ偏執、閉口卷舌_レ者、還而違乱之基、比興之事也、可_レ知_レ之、

一 評定時、可_レ隨_レ多分_レ義_レ事、古書云、三人謀之時、隨_レ二人言_レ云々、此事、古今之佳例也、諸人可_レ順_レ衆議_レ者也、但雖_レ少分、先達古實之深義、不_レ可_レ棄_レ之、雖_レ多分、若輩合案_レ之、浮言難_レ許容_レ者歟、可_レ棄_レ之也、

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鱒淵寺の構造について

一不参之輩、不可破衆會議定事、既於當参評定之衆、猶擇多分、豈為不参他行之身、獨破大義哉、但先日之評定多誤、後毘之難破
顯然者、一同悔之、一同可改之也、

一無人數評定、可有對酌一事、古實先達、相交者、五人已上之談會、自許之非急事者、是尚可對酌一也、但不慮之大事、率爾出來之時
者、不可論三人數之多少、縱雖為一人、於興隆方者、可有計沙汰二者也、

とあって、衆会の評定に当ってはその出欠を正し、上座有徳の僧の意見に従うべきと規定され、たんに短才未練の輩の進言に従うべきでない。しかし人々の意見だけは集會に集まった方々のすべてに聞くべきであって、評定に当っては多分の義に従うべきものとされていた。中世寺院の評定に際しては、東大寺などの例に見られるごとく、反対点を集めてその多いことによつて否決することに定まっていた。中世賛成票の多い方を探つて可決するという方式とは逆の方法を探っている。これは仏教による罪の深いものほど世の中より排除されるという思想にもとづいているのである。しかしその除外例として、先達・古賢の意見がたとえ少数であっても、それを尊重すべきで若輩の浮言に同ずることはあつてはならないし、まして不参者は多分の決定に従うべきであることは「一、随多分評議不可有異議偏執一事」とか「一、二云衆徒云学侶一味同心、致其沙汰不可有別心私曲。若有内通矯飭之輩者、可処罪科一事」と規定している東大寺などの場合ともその精神は同一であつて、これはおそらく本寺の延暦寺に於ける規式にのつとつて作成され実施されたと考えられることができる。

以上の如く鱒淵寺と延暦寺の関係は、伽藍の構造、および寺院の組織の在り方からして、多くのものを本寺から吸収しつつ伯耆の大山寺の場合に見られるごとき京都に働きかけるといふような積極的な行動に出ず、むしろ地方寺院としての地歩を鱒淵寺は固めていったものと考えられるべきである。しかし杵築大社の三月会との関係については稿を別にして再び論ずることにする。よつてここでは鱒淵寺の寺院組織に大略触れたまでである。

- (1) 景山春樹「比叡山寺」四〇・四一頁
- (2) 山門堂舎記 群従本
- (3) 景山春樹「比叡山」角川新書 一三四頁
- (4) 鱒淵寺文書一五 鱒淵寺衆徒勸進帳案 建長六年月日
- (5) 同右 八一 一山連署式目 正平十年三月

- (6) (4)に同じ
- (7) (8) (9) (10) (11)は(5)に同じ
- (12) 鰐淵寺文書一八〇 山門横川宿老連署状 弘治二年五月九日
- (13) 同右 一〇三 一山三長老連署文書紛失状 永享五年十二月日
- (14) (15) (16)は(5)に同じ
- (17) 驢嘶餘 群従本
- (18) 平岡定海「日本寺院史の研究」——東大寺の寺院構造について——堂衆・僧兵について(三八四～四一六頁参照)
- (19) (18)に同じ
- (20) (21) (22) (23) (5)に同じ
- (24) 三宝絵下 比叡月会
- (25) (26) (5)に同じ
- (27) 愚管抄第六(日本古典文学大系本)
- (28) 源平盛衰記 史籍集覧本 治承二年八月八日条
- (29) (30) (5)に同じ
- (31) (18)に同じ 学侶について
- (32) (31)に同じ

三、南北朝争乱と鰐淵寺

いままで鰐淵の寺院組織について見てきたのであるが、つぎに鎌倉・室町にかけてのこの寺院の動向を中心に考えてみることにする。

源平の兵乱ののち出雲国の守護職は源頼朝の命により、近江源氏の佐々木氏の占めるところとなった。この佐々木氏は源頼朝より近江国・出雲国・隠岐国・長門国の守護職をあてがわれ、これを掌握することになった。⁽¹⁾ ことに出雲国では貞永二年(一二三三)より長期に渡ってこの国を支配するにいたったのである。

佐々木氏はもと宇多天皇の皇子敦実親王が左大臣源雅信の子の扶義を養子とするとともに近江など四ヶ国の国司としたことから始まる、ことに。その子の成頼は近江の蒲生郡佐々木庄に住し、荘名をとって氏の名とした。そしてはじめはこの庄の下司と祖神をまつる佐々貴神社の

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鱒淵寺の構造について

神官を兼ね、また近江の在地土豪であったが、平安末期に佐々木季定の子の秀義が源為義の猶子となり、平治の乱に源義朝に味方したため、平氏により近江を追われて相模国の渋谷重国のもとに住した。つぎに治承四年(一一八〇)源頼朝の挙兵に応じ、その勝利の結果近江の所領を回復したうえ、秀義の子の定綱に近江の守護職に就いた。ことに佐々木氏の本拠の佐々木庄は、延暦寺の千僧供料所であったので、延暦寺とも相論もしばしば生じたことがあったが両者の関係は継続した。

いまここで、佐々木氏と出雲国守護職との関係は高綱が鎌倉より最初に任命されていたかは疑問であるが、秀義の末子で母が渋谷重国の女であった佐々木義清は、明月記の嘉祿三年三月十一日の条に「隠岐守源義清守護彼国」と見えていて、隠岐を掌握していたが、出雲については明確ではなく、おそらく出雲氏の国造の支配がその勢力をまだ保持していたからであろう。ことにこの佐々木の一族がすべて隠岐守を名乗っていることでもまた明らかである。けれども隠岐を中心としながらも佐々木氏の出雲への進出が見られる。ことに大社の総検校職と権検校職をめぐって紛争が起きたときにこれが明確となる。

廿日癸巳、出雲国杵築神主眞高及三刃傷狼藉⁽¹⁾之由、彼國守護隠岐太郎左衛門尉政義注進之間、可⁽²⁾召⁽³⁾進其張本⁽⁴⁾之旨、今日被⁽⁵⁾仰下⁽⁶⁾之上、改⁽⁷⁾神職、以⁽⁸⁾内藏孝元⁽⁹⁾所⁽¹⁰⁾被⁽¹¹⁾新補⁽¹²⁾也。⁽¹³⁾

ここでは佐々木政義が守護と見えていて、隠岐との関連上、天福元年(一二三三)までに出雲の守護職をも確保していたと考えられる。しかし守護は必ずしもこの場合在国しているとは限らず、鎌倉にあって任国の検断権を行使する場合も多かったのである。これは杵築大社の出雲国造家の紛議が平安末期より起こり、ことに文治二年(一一八六)頼朝の社寺興隆の一環として、五月三日に大社総検校職を出雲則房より、中原資忠が源氏に味方して大功あったとして任命されたことに起因する。この中原資忠の源氏への大功は彼がしばしば鎌倉へ下向して行こなつた杵築社の主導権を得るための作謀の結果でもあった。しかしこの機に乗じて武家は中原氏を利用して出雲社家の分裂をはかり、そこに守護佐々木氏の勢力の浸透を源頼朝は極力望んだとも考えられるのである。⁽¹⁴⁾

花押(源頼朝)

下 出雲国杵築社神主并神官等

可早停止旁亂妨致社務事、

右人為彼職、停止旁亂妨、依舊可執行社務、但近來面々輩私威張行之間、殆依君御威、於自今以後者、更不可叶諸人之下知、一向□神事、可勤仕御禱之狀所仰□者、神官氏人等宜承知、勿違失以下

元曆元年十月廿八日⁽⁶⁾

このような大社神官の紛争はまた次の文書が示すように文治より建保にいたってかなり長期にわたっている。

新院廳下^(出雲) 杵築大社神官等

可早停止孝高濫望、任相傳文書理、以孝綱為當社神主并惣檢校職事、

右、今日日孝綱解狀備、謹檢案内、當社御垂跡以降、皆以神命為此職、人代之後、始賜出雲姓為國造、令奉行神事、代々聖主忝下鳳詔、撰其器量、近來被定置領家之後、稱神主父以奉行社内、蒙領家之成敗、云彼云此、自神代及人代卅餘世、皆子孫相傳之所職也、而孝高者當國官人中原頼辰男也、只孝綱父孝房依為外戚親類、近令服仕許也、全無一紙文書、縱為孝房子息得讓與、不得豈無差別哉、況於異姓他人哉、神慮難測、人望有憚者也、就中當宮御遷宮之時、奉懷御躰事、非當氏全無其例、近則内藏資忠、屬武士暫雖補此職、臨遷宮之期、殊有其沙汰、以孝綱父孝房被還補、遂其節畢、子細詳見所進證文等、抑當職者、古昔則被下綸旨、近來又為領家裁、當時已為廳分御領、何不蒙廳裁哉、非器之輩連々社務之間、社内狼藉、神事陵遲、田畝荒廢、不進年貢、爰孝綱且歎恐社家之不靜、且思案廳分之皆空、殊廻計略、有限神事用途之外、可進濟千石之御年貢之由、已進請文畢、是則孝綱以相傳文書、讓男孝忠、孝忠者為平忠光孫之間、忠光随分以私力、可勵濟之由約諾、仍於請文者、忠光所加判也者、望請廳裁、且任重代相傳文書理、且依當時奉公異他、被還補者、偏專神事、奉祈天長地久之御賣祚矣者、早停止孝高濫望、任文書理、以孝綱可為神主并惣檢校職、兼又於御年貢者、有限之神事用途之外、任請文、每年仟佰斛直可令廳進狀、所仰如件、神官等宜承知、不可違失、故下、

建保二年八月 日

主典代雅楽頭安倍朝臣(花押)

別當權大納言源朝臣(花押)^(通員)

判官代右衛門權佐藤原朝臣

右近衛權中將源朝臣(花押)^(守通力)

治部權少輔藤原朝臣

前阿波守藤原朝臣(花押)^(藤原力)^(?)

中世に於ける出雲国鱒淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

そしてこの文書に見られるように中原資忠の進出は、彼が在庁官人という立場を利用して武士化しようとした為であった。それはまた幕府にとってこの出雲国への守護進出のための好条件となったのである。ことに国衙領への武家の進出は願ってもない好条件であり、好い機会でもあった。このことについて井上氏の述べられた内蔵忠光・資忠の社務職の押領は、「鎌倉幕府の成立にともなって出雲国造の地位が大きく動揺し、文治二年五月三日頼朝は突如として大社檢校職を国造孝房の手から奪い、これを内蔵忠光の子資忠に与えた。こうした幕府の方針転換ないし大社への介入が杵築大社ならびに出雲国造に大きな衝撃を与えたことはいままでもないところであった」という説には私も賛意を表する。そしてまたこの出雲国造家が態度を一変して幕府に近づき所領の地頭職を守護の認承のもとに獲得したのは、私も次の文書の示す如く建長元年(一二四九)と考えるものである。⁽⁹⁾

下
(藤原頼朝)
(花押)

出雲義孝

可令早領知出雲國神魂社領大庭・田尻保地頭職事

右、承元二年九月六日孝綱給御下文之上、當知行無相違云々者、為彼職、守先例、可致沙汰之状如件、

建長元年十一月廿九日

⁽¹⁰⁾

去十一月令賜大庭・田尻御下文給之条目出候、令執申候之處、如此候之条、殊悦入候、恐惶謹言、

建長元年十二月十二日

(佐々木泰清)
左衛門尉 (花押)

出雲國造殿

⁽¹¹⁾

このように、国造方が次第に守護に近づくことによつて、大社領の地頭職を安堵されることを願つたのも、国造家が武家に近づいて、自己の地位を温存しようとした結果でもあった。

かくのごとき傾向は決して大社のみには限らなかつた。鰐淵寺の場合に於ても同様のことが見られる。すなわち建長六年(一二五四)守護人佐々木泰清は鰐淵寺に対して

凡自萃^(華俗)至邊土、於靈寺靈社者、無守護之綺、況不及郡使之亂入歟、爰當寺苟為國中第一之伽藍、何不蒙御放免哉、而適當憲法之御奉行、爭無佛神歸依之損、然者於犯科人等、雖無一向御免之儀、被止使者之亂入計、若謀叛殺害等之大罪出來者、為衆徒之沙汰、欲出進其身於守護所、此条且先被優恕之上、縱雖為新儀、被寬宥者、一寺之繁昌、館下之御祈請、何事過之哉、⁽¹²⁾

という寺側の守護への申請に対して、守護は彼境内令停止入務郡使訖、但出來謀叛殺害以下重犯科人等之時者、於衆徒之沙汰、不日可被召渡於其身守護所者也、⁽¹³⁾その主張を承諾するとともに、鰐淵寺側も佐々木泰清にこれを機会として近づき、この寺の南北両院のうち北院は、とくに守護の援助のもとにその中心であった三重塔内の釈迦・多宝佛の修理に協力することを求めている。このことはいきおい北院の衆徒が寺内の中心となって南院の勢力を押さえて、鰐淵寺の主動力を掌握し、その上、文永・弘安の役に於ける異国調伏の祈を通じて、この寺を守護の祈願寺とすることに成功したと考えられるのである。

相^(佐々木泰清)當故信濃入道一周忌果候之間、衆徒御中、令^(佐々木頼季)讀誦法華經百部一給、廻向候之由事、承候畢、御志難^(佐々木頼季)有覺候、抑三重塔婆造營事、可^(佐々木頼季)奉^(佐々木頼季)合^(佐々木頼季)力衆徒^(佐々木頼季)之由、故入道先年依^(佐々木頼季)宿願^(佐々木頼季)一候、且被^(佐々木頼季)令^(佐々木頼季)沙汰^(佐々木頼季)一候歟、然而未^(佐々木頼季)被^(佐々木頼季)終^(佐々木頼季)其功^(佐々木頼季)之由、承及候、雖^(佐々木頼季)少分候^(佐々木頼季)、鵝眼三十貫送^(佐々木頼季)進^(佐々木頼季)之候、次為^(佐々木頼季)奉^(佐々木頼季)籠^(佐々木頼季)塔心^(佐々木頼季)柱御銀塔壹基^(佐々木頼季)、奉納佛舍利一粒、唐品法花經一部、入道同令^(佐々木頼季)沙汰^(佐々木頼季)一置候之間、奉^(佐々木頼季)送^(佐々木頼季)之候、其間事、以^(佐々木頼季)使者^(佐々木頼季)同前兵衛入道申候、恐^(佐々木頼季)謹言、

「弘安六」
六月廿九日

(佐々木頼季)
左衛門尉 (花押)

(出雲)
鰐淵寺北院衆徒御中⁽¹⁴⁾

またこの佐々木泰清からは、以前の出雲の守護の在国しなかった場合より任国におもむいて政務を採る場合が多かったと考えられる。ことに佐々木泰清とその子の頼泰は、ともに鰐淵寺の塔の造営に協力し、その事はのち、その子貞清にまでも受けつがれた。そして正和三年(一三一四)にも貞清は泰清・頼泰の宿願を果さんがためにこの寺に銀塔を寄せている。そして北院の和多坊に近づきこの坊を中心とした守護との関係に対して南院はより以上公家勢力に近づいて、自院の力をきづこうと考えたのである。

ことに文永弘安の役は幕府の経済的基礎の改変をよぎなくされたとともに、御家人層に社会不安をひきおこすこととなった。そして御家人は惣領制の衰退のために庶子の所有権を認めてその特権的立場はうすらぎ、それに加えて北条氏の家督(得宗)の独裁の強化が蒙古襲来以後行な

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

われ、頼朝以来の評定衆制度は得宗制度にその重点が切りかえられ、その上鎌倉幕府内部においての執権職の權威の退化は、公家政権の復権を求めた結果となった。そして北条政権には変質した政治が行なわれ、高時の時にはますます無力化される傾向にあった。

このような北条一門における権力の退化は、過去の幕府体制を尊重する外様方の人々の反感を受けることとなった。そして北条一門は御家人からの支持は得られなくなって、そのうえ御家人は蒙古襲来以来急速に零落し、公事の負担にたえず、永仁五年（一二九七）には有名な徳政令が出されて、そのうえ御家人所有の質人の売却などを禁じたり、また金銭貸借の訴訟は受けつけぬことになって、幕府の不信はますます高まっていった。

これらの動きに対して朝廷では承久の乱以後、皇位継承についての最後の決定権をも幕府に依存しなくなっていた。また朝廷の政務にあずかる貴族も幕府の意志により左右されるような状況となり、憤懣絶えなかった。とくに幕府の力によって皇位を継いだ後嵯峨上皇は在位四年後に、後深草天皇に譲位して院政をとられ、その第二皇子をして、その後には後龜山天皇として即位されることとなった。このような皇統の大覚寺・持明院両統の迭立という差別的な傾向は当然皇位継承問題をひきおこすこととなるが、幕府は蒙古襲来のためにそれに関することは一時介入を恐れることとなった。しかしついに皇統は二つに分かれ持明院統（後深草系）と大覚寺統（龜山系）との間に五〇年にわたってまわしい争いがくりかえされた。そしてこの争いは皇位のみならず、両統の御料地の処分をもめぐる問題をも含んでいた。室町院領、七条院領、八条院領は大覚寺統にわたり、持明院統は長講堂領、法金剛院領、室町院領の一部が中心であって、これら御料地はそれぞれその経済的基礎となり、とくに大覚寺統の所領は後醍醐天皇が討幕計画を進められる大きな財源であった。

ことに出雲国では大覚寺統に属する八条院領として、岡本庄・温治庄・佐陀神宮寺・来海・淀庄等があったが、持明院統に関するものがなかったため、大覚寺党は出雲により早く地歩を固めようとしていた。

ことに後醍醐天皇が即位された時には、すでに皇統をうけつぐものとして、皇太子には邦良親王およびそのつぎには量仁親王が決められ、みずからの意志で皇位を決定することはできなくなっていた。しかし天皇が幕府の干渉を排除して親政の実を挙げんとして、廷喜天曆の治への理想と、承久への反省にもとづき、院政を廃し記録所を新設して吉田定房・万里小路宣房・日野資朝および俊基・北畠親房を起用して、諸政を刷新しようとする努力は、幕府そのものに対する反抗となって現われた。そこで資朝を東国につかわし、俊基を近畿に潜幸させた。しかしこれは

失敗に終わった（正中の変）が、天皇はそれにも屈せずさらに近畿の寺院勢力の結集に力をそそいだ。

承久の乱の失敗の原因は、先述のように南都諸寺の中立であったためであったことから反省し、天皇は元弘の乱においては反対に諸寺勢力結集への方針に主力をそそがれることとなった。そのためにも二皇子の尊雲・尊澄を法親王として天台座主に任じて、比叡山の僧兵を掌握させようとした。

この尊雲親王は堀井門跡に属し、嘉暦三年（一一三二）には、青蓮院の慈道親王の門跡を停め、同四年（一一三二）には白からすすんで青蓮院門跡を掌握し、つづいて、無動寺・横川の検校をも兼ねて全山を管領して天皇方の傘下に収めるために元徳元年（一一三二）に後醍醐天皇はまづ日吉社に行幸を計画し、ついで三月二十七日には大講堂の供養をとげられた。

これについて太平記では評して、

今南都北嶺ノ行幸、叡願何事ヤラント尋レバ、近年相摸入道振舞、日來ノ不儀ニ超過セリ。蠻夷ノ輩ハ、武命ニ順フ者ナレバ、召トモ勅ニ應ズベカラズ。只山門南都ノ大衆ヲ語テ、東夷ヲ征罰セラレン為ノ御謀叛トゾ聞ヘシ。依レ之大塔ノ二品親王ハ、時ノ貫主ニテ御坐セシカ共、今ハ行學共ニ捨ハテサセ給テ、朝暮只武勇ノ御嗜ノ外ハ他事ナシ。御好有故ニヤ依ケン、早業ハ江都ガ輕捷ニモ超タレバ、七尺ノ屏風未必シモ高シトモセズ。打物ハ子房ガ兵法ヲ得玉ヘバ、一卷ノ秘書尽サレズト云事ナシ。天台座主始テ、義眞和尚ヨリ以來一百余代、未懸ル不思議ノ門主ハ御坐サズ。後ニ思合スルニコソ、東夷征罰ノ為ニ、御身ヲ習サレケル武藝ノ道トハ知ラレタレ。

このことは南都でも同様で、後醍醐天皇は元徳二年（一一三三）三月八日に南都の春日社・興福寺・東大寺へ臨幸なって、名目は絶えた旧儀の復興であつたけれども本当は東大・興福両勢力の反幕勢力への結集であつた。さらに園城寺にも新たに領地を寄進するなど、四大寺を中心とする勢力の結集は大覚寺統の所領に合わせて、これら寺院の全国にわたる所領・人員も動員できることとなつて、いまや御家人の不満と、悪党の発生に政治力の弱まってゆく北条政権をいっきにほうむらんとされたのである。

この倒幕計画は、吉田定房の密告により、日野俊基が捕えられるにおよんで、天皇は南都の東大寺東南院に元弘三年（一一三三）七月二十五日に同院の院主聖尋僧正をたよつて潜幸の宣下あつて、そして八月二十四日夜陰に女官の姿をされ、三種神器をたずさえられて南都に向かわれた。

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲國野瀧寺の構造について

むかし龜山院に、御子など羣み奉りて候ひし女房、この頃は、御子后の宮の御方にて、民部卿、御子三位と聞ゆる御版に、御子當代の御子もいでものし給へりし、山の前座主にて、今は大塔の二品法親王尊徳と聞ゆる、いかでならばせ給ひけるにか、弓ひく道にもたけく、大かた御本性はやはりにかにおほして、この事をも、おなじ御心におきての給ふ。又中務のみこのひとつ御版に、妙法院の法親王尊徳と聞ゆるは、今の康王にてもものし給へば、かたし、此假の山の衆徒も、御門の御軍に加はるべきよし奏しけり。

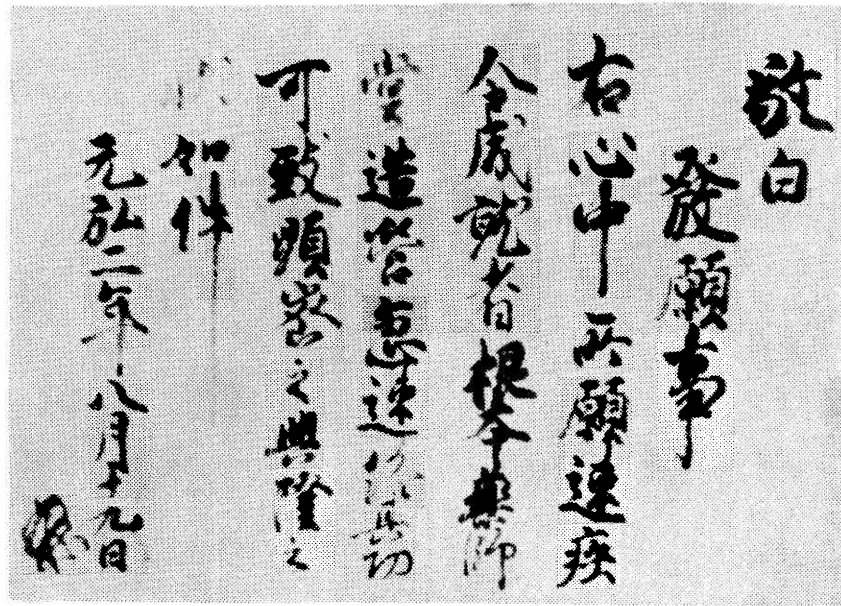
日頃の御本意には、まづ六波羅を攻められむまぎれに、山へ行幸ありて、かしこへつはものどもを召して、山の衆徒をも相見し、君の御かためをせらるべしと定められければ、かの法親王たちも、その御心して、坂本に待ちきこえ給ひけれど、今はかやうに事違ひぬれば、あへなしとて、俄に道をかへて、奈良の京へぞ赴かせ給ふ。

この時の東大寺側の態度については、

今度御密慮之御事ニヨリテ。八月下旬比頃、御計謀ヲ以、當門跡江齋ニ御幸之宣旨也。法務聖尊僧正御頼、假慮殊勝之義也。西室院門主關東元弘三年七月縁□也。因テ於寺諸略然計之間、御密宣中納言殿實持法親甚御密事云々。丑刻集會。南院主大僧正聖尊。坊官所。實持法親。院公當僧都。院官侍實持法親江劍南殿東ノ妻。集會。

元弘日記云。三年七月廿五日。至上東南院聖尊僧正御所。可有御幸。兼而宣下。八月二十四日深夜御幸之沙汰。已刻執行法親實持、奉行實持法親、家從三百騎并御門從内衆三十人引率而於三泉河ニ參開。至上御感。踏次可_レ為_二守護_一有_二勅定_一經_二般若寺_一再_二御北御門_一經_二轉轉御門_一國分沙門南_二築地東_一至_二南大門_一、從_二御所_一四足門南裏殿_一入_二御_一。御□□先陣奉行實持法親、後陣實持法親。著御後直被_二法印_一勅許。廿五日寺門一統聖尊僧正被_二披露_一之處。西室尊勝院兩院家不和之。聖尊僧正供奉、驚駭入_二御_一。丑刻實持法印、藥師院實持法親。正法院為_二供奉_一。路次函誠造_二道_一。實持法印。手勢三百騎三分而遣散之間。凶賊退散。無事驚駭入_二御_一。當下別當東大西南院僧都大僧都坊室入_二御_一。有_二御留_一。諸臣馳奉之、不宣□之間。於_二笠置寺_一可_レ移_二御座_一。

以上の如くこの天皇の倒幕運動の是非について、東大寺のような大寺院でも東南院（公家方）・尊勝院（武家方）に分れて意見の相違が存在したことは、いま野瀧寺の場合でも同様であった。ことに觀山にならぬ天皇方は野瀧寺を元徳三年（一一三三）に祈願所とした。これは天台座主尊澄法親王の指示によるとも見られる。しかる



中世に於ける出雲國鰐淵寺の構造について

に天皇方は笠置山で敗退するや、後醍醐天皇は隠岐に流される結果となった。ここで注目すべき元弘二年（一三三〇）八月十九日の後醍醐天皇の宸筆の願文について考えることとする。²⁰

この願文はこの寺の南院長吏の頼源が隠岐の国分寺御所に参向して受領したものであるが、頼源はこの時だけでなく、興国二年（一三四）には後村上天皇の皇居の吉野に到って同文の願文を受けるなど南朝方に終止尽力していることは頼源の残した文書目録で明らかである。²¹

この頼源は鰐淵寺で、朝敵滅亡の祈願をいたし、その効験あって、先帝還幸なったことにより、建武三年（一三三六）三所郷を南院領として給わることとなったのである。

さらについて宇賀庄の寄進を受けるなど頼源は「存_二寺中興隆_一、拾_二身命_一」²²多年にわたり南朝方になって南院を中心とする鰐淵寺の寺領の拡大と、南院の中心となっている薬師堂・常行堂の造営に尽力したのである。

そして頼源は天皇の還幸にもとづき寺内の若輩の衆徒や行人をもひきいて六波羅を攻めて天皇方に軍忠をほどこしている。

（袖判）

出雲國鰐淵寺住僧、讃岐房頼源、謹言上、

欲早依今月七日合戦預恩賞子細事、

右、子細、今月七日、自八幡、令發向京都、向竹田河原并六波羅西門、頼源不惜身命、致合戦忠勤之条、中郡彦次郎入道、朝山彦四郎所見知也、然者、早度々致忠節上者、預恩賞者、彌為抽合戦忠、言上如件、

中世に於ける出雲国鱒淵寺の構造について

元弘三年五月 日²²⁾

また船上山でも建武三年に名和長年の軍に頼源が参加するなど、彼自身の天皇方に対する活躍が目立っている。²³⁾しかしこのことを鱒淵寺の寺内の問題から考えてみると、頼源はいままで佐々木氏を中心とする守護勢力に依存して寺内に強力な地歩を占めていた北院が、鎌倉幕府勢力の衰退によって弱体化した間に乗じて、新興勢力の天皇方に参加することに依って鱒淵寺の維持のため自己の属している南院の再興とその寺領の拡大をはかったのであるとも理解できるのである。

ことに頼源は在庁官人の朝山氏とも通じ協力して、反幕府勢力の一環を形成していたのであった。いま頼源のその文書目録より考えるならば、頼源は貞治五年（一三六六）に権少僧都の僧位にあった以上、当然正平十年（一三五五）の一山連署式目に連名しなければならぬのにその文書に署名が在存せず、この式目の所在については「此正本者、北政所竹尾坊有之」と、南院方より北院方の主動のもとに作成されたと思われる。その事からして頼源はこの時期にすでに失脚して吉野等に逃避していたと見るべきであろう。

その時期はまた暦応四年（一三四一）に足利直義が南朝に味方していた佐々木貞清の子の高貞（塩治）討伐の命を鱒淵寺北院の衆徒に命じていることから考えてこの時期を以って南院の衰退と見ることが出来る。そして貞和五年（一三四九）十一月二十五日に光厳上皇は院宣を下して、

出雲國漆地郷、為根本千手堂修造料所、如元可知行之由、可有御下知鱒淵寺旨、

御氣色所候也、以此旨可令申入青蓮院^(二枚め)二品親王給、仍執達如件、

貞和五年十一月廿五日

^(柳原資明)
按察使（花押）

大納言法印御房²⁴⁾

ここでは北院の根本堂の千手堂の修造料所として漆地郷が施入された。これは文永年間以来等閑にされていた漆地郷の回復を北院がはかったものであった。

しかるにこの時に、さきの頼源は、

目安

勅願寺出雲國鱒淵寺長吏讃岐律師頼源申、

當國三所郷地頭職事、

右、當寺者、推古天皇之御願、國中無雙之伽藍也、就中、先朝自隱岐御所、去元弘二年八月日、忝被籠 宸筆御願書於當寺根本藥師堂、依被致 朝敵滅亡之御祈念、無程翌年^{元弘}先代悉被誅伐畢、就之、建武三年正月日、於山門、所有御寄附三所郷於當寺根本南院也、隨而、興國元年八月十三日、當御代、於吉野 皇居、下預安堵綸旨畢、然者、早任度々勅裁、可有遵行地下之旨、重下賜 綸旨、申受 宮令旨、全知行、弥為抽御祈禱之忠勤、謹目安言上、如件、

正平六年十月 日²⁸

と述べてやはり南院根本藥師堂と三所郷地頭職の留保を吉野に向いて訴えているが、大勢としてはその意義は消滅している。

ことに青蓮院門跡は慈鎮以降武家と親しくそのうえ伏見天皇の皇子の尊円親王が入られてより持明院党により占められていたため、この鰐淵寺が青蓮院門跡の支配下にある以上一時的に南院が南朝化しても、それを修正することを命じたのは貞和三年（一三四七）十一月十三日の青蓮院二品尊円親王の令旨であったと理解すべきである。この意味において正平式目の性格は、慈鎮の時に帰すべきとの意味をも加えて、さらに頼源一門を排除し、足利幕府を背景とする北朝方による鰐淵寺の支配権を北院を中心として確立しようとする意図にもとづいて作成されたものであると考えるものである。

しかしこの青蓮院門跡の鰐淵寺支配は当然大社の三月会を通じて、出雲国の守護・地頭の支配にもつながるものであったから、のちに尼子氏の富田城内の法帝の左座論から発生した安来の清水寺との相論に於ては、

一 鰐淵寺者、從往代為青門之御寺務、當山譜代之末寺也、清水寺者、近年罷成梨門之御門徒、恣申掠及異論之段新儀之申事、非例之專一何事如之、然上者曾以不可有許容事、²⁹

とこのように天文より弘治にかけて実に二十一年間にわたって座論相論が繰り返えされたが、それは結局掘井門跡が清水寺を利用しての出雲国の鰐淵寺の青蓮院門跡の支配をくづし、その主導権を得ようとした企であって、これは成功しなかったのである。²⁸このように鰐淵寺は、延暦寺を本寺としていると同時に、在地の佐々木氏、朝山氏、さらには南朝とも関係を持ちつつ、寺院を維持し、そこに末寺と本寺の関係を、明確に見ることができると同時に、地方に於ける寺院が、本寺と別に独自の地方勢力の結合を求めて、生存していったことを、ここに知ることが

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

中世に於ける出雲国鰐淵寺の構造について

できたと同時に、私は鰐淵寺の正平の式目を中心として、鰐淵寺と本寺との関係を追求しつつ、その構造を明らかにして、両者が時代の推移にかかわらず案外不動の基礎を年中法會や寺院組織の中に持ち続けていたことを考察したまでである。

- (1) 佐藤進一 鎌倉幕府守護制度の研究 二四八頁
- (2) 明月記 嘉禄三年三月十一日条
- (3) 吾妻鏡 二十九 天福元年六月二十日条
- (4) 同右 六 文治二年五月三日条
- (5) 島根県史 (出) 八五頁
- (6) 北島文書・千家文書(平安遺文四二一九)
- (7) 北島文書(鎌倉遺文二二二二)
- (8) 井上寛司「中世出雲国一宮杵築大社と荘園支配(日本史研究) 一八頁
- (9) (8)二二頁
- (10) 北島文書 鎌倉將軍袖判下文(鎌倉遺文七二四三)
- (11) 同右 佐々木泰清書状(同七一四八)
- (12) 鰐淵寺文書一四 出雲守護佐々木泰清下文(同右七七四二)
- (13) 同右に同じ
- (14) 鰐淵寺文書一八 佐々木頼泰書状(同右一四八八六)
- (15) 天台座主記(延暦寺本)
- (16) 太平記卷二 南都北嶺行幸事(日本古典文学大系本五八頁)
- (17) 平岡定海「東大寺の歴史」一九六頁
- (18) 増鏡第十八 むら時雨
- (19) 東大寺雜集録 十二(東大寺本)
- (20) 鰐淵寺文書五〇 後醍醐天皇宸筆願文 元弘二年八月十九日
- (21) 同右 八六 権少僧都頼源送進文書目録状 貞治五年三月二十一日
- (22) 同右 五一 讃岐房頼源軍忠状 元弘三年五月日
- (23) 同右 五五 名和長年軍勢催促状 建武三年二月九日

- (24) 同右 六二 足利直義 誅伐勢催促状 曆応四年三月二十四日
- (25) 同右 六六 光厳上皇院宣 貞和五年十一月二十五日
- (26) 同右 八六 長吏讃岐律師頼源言上目安状
- (27) 同右 一九八 楞嚴院別当代・西塔院執行代連署条々書 弘治二年七月二十八日
- (28) 平岡定海「出雲国鱒淵寺の成立について」(大手前女子大学論集・第十五号) 五六頁

中世に於ける出雲国鱒淵寺の構造について